

新	旧
<p>完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p>	<p>完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、令和5年 <u>10</u>月1日以降に契約する全ての工事を対象とする(工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>(略)</p> <p>(形式)</p> <p>第4条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>(略)</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、次の対象期間の全日数の28.5%(2/7)以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。</p> <p>イ 対象期間</p> <p>第4条(1)イに同じ。</p> <p>ロ 休工日の設定</p> <p>建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。また、<u>毎週</u>土曜日を休工とするよう努めること。</p> <p>(略)</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第6条 工事成績評定については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>イ 完全週休2日制工事については、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が、28.5%(2/7)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献<u>度</u>」において評価する。</p> <p>ロ 完全週休2日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと(参考1参照)。</p> <p>(イ) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、令和5年 <u>4</u>月1日以降に契約する全ての工事を対象とする(工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>(略)</p> <p>(形式)</p> <p>第4条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>(略)</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、次の対象期間の全日数の28.5%(2/7)以上の日数の休工を実施する。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。</p> <p>イ 対象期間</p> <p>第4条(1)イに同じ。</p> <p>ロ 休工日の設定</p> <p>建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月単位で4週8休以上が達成できるよう努めるものとする。また、<u>毎月第2週・第4週については</u>土曜日を休工とするよう努めること。</p> <p>(略)</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第6条 工事成績評定については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>イ 完全週休2日制工事については、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が、28.5%(2/7)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献<u>等</u>」において評価する。</p> <p>ロ 完全週休2日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと(参考1参照)。</p> <p>(イ) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。</p>

新	旧
<p>(ロ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。</p> <p>(ハ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり0.5週間分の休工週として加算する。</p> <p>(ニ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第1週目とする。</p> <p>(ホ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。</p> <p>ハ 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>イ 週休2日制工事の実施工事については、休日取得率が、28.5% (2/7) 以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。</p> <p>ロ 休日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと (参考2参照)。</p> <p>(イ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。</p> <p>(ロ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。</p> <p>(ハ) 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (適用日)</p> <p>1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 (発注者指定型に関する経過措置)</p> <p>2 省略</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>(ロ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。</p> <p>(ハ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり0.5週間分の休工週として加算する。</p> <p>(ニ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を含めて第1週目とする。</p> <p>(ホ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日までを含めて最終週とする。</p> <p>ハ 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>イ 週休2日制工事の実施工事については、休日取得率が、28.5% (2/7) 以上の場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。</p> <p>ロ 休日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと (参考2参照)。</p> <p>(イ) 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とする。</p> <p>(ロ) 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とする。</p> <p>(ハ) 明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減ずる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (適用日)</p> <p>1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 (発注者指定型に関する経過措置)</p> <p>2 省略</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>この要領は、令和4年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>別紙2 第8条(2)関係(港湾・漁港工事) 注) 工事成績評定の評価に係る週間数の算出方法は<u>第6条のとおり</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>この要領は、令和4年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>別紙2 第7条(2)関係(港湾・漁港工事) 注) 工事成績評定の評価に係る週間数の算出方法は<u>別紙1参照</u>。</p> <p>(略)</p>